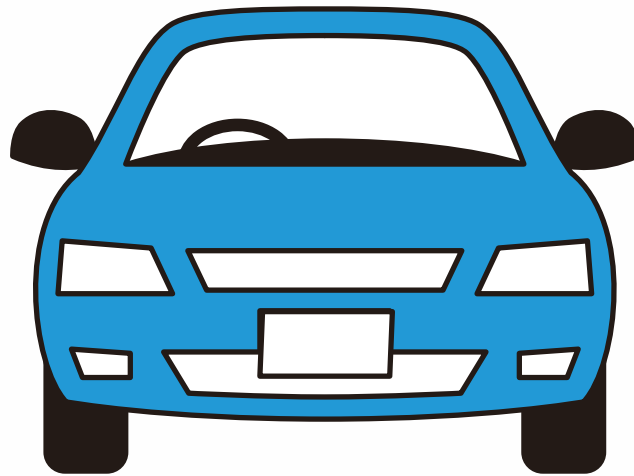


身体障害者等の方に対する 自動車税（環境性能割・種別割） の減免について



滋賀県では、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳をお持ちの方の移動のために使用される普通自動車について、一定要件のもとで、自動車税（環境性能割・種別割）の減免を実施しています。

また、軽自動車についても、市町村税である軽自動車税環境性能割の減免については、当分の間、県において自動車税環境性能割の要件で取り扱っています。

適用条件・提出書類などについて、滋賀県行政手続ガイドシステム（右のQRコード）からも確認することができます。

滋賀県行政手続
ガイドシステム



※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

滋 賀 県

減免が受けられる要件は？

1. 身体障害者等本人が運転する場合

- (1) 滋賀ナンバーの自家用自動車で、名義*1が障害者ご本人であること
- (2) 減免を受ける自動車（軽自動車を含む）が同時に存在しないこと（一人一台の原則）*2
- (3) 身体障害等の程度が次の表に該当する等級*3であること

障害の区分		障害の程度	
身体障害者手帳	視覚障害	1級～4級	
	聴覚障害	2級、3級	
	平衡機能障害	3級	
	音声機能障害	3級（喉頭摘出者のみ）	
	上肢不自由	1級、2級	
	下肢不自由	1級～6級	
	体幹不自由	1級～3級、5級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級、2級
		移動機能	1級～6級
	心臓・呼吸器・じん臓・ぼうこうまたは直腸・小腸の機能障害		1級、3級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級～3級
	肝臓機能障害		1級～3級
療育手帳（知的障害者）		A	
精神障害者保健福祉手帳（精神障害者）		1級	
戦傷病者手帳		個別にお問い合わせください	

2. 身体障害者等と生計を一にする方（同居家族等）が運転する場合

（「生計を一にする方」とは、身体障害者等と一般的に生活をともにしている方（家族等）をいいます）

- (1) 滋賀ナンバーの自家用自動車で、名義*1が障害者ご本人であること
（※ 身体障害者が18歳未満の場合、精神障害者（1級）または知的障害者（A）の場合は生計同一者名義で可）
- (2) 減免を受ける自動車（軽自動車を含む）が同時に存在しないこと（一人一台の原則）*2
- (3) もっぱら当該障害者の方の通学（通園）、通院、通所または生業（通勤）のために月1回以上当該身体障害者等の移動のために継続して使用されること
- (4) 身体障害等の程度が次の表に該当する等級*3であること

障害の区分		障害の程度	
身体障害者手帳	視覚障害	1級～4級	
	聴覚障害	2級、3級	
	平衡機能障害	3級	
	上肢不自由	1級、2級	
	下肢不自由	1級～3級	
	体幹不自由	1級～3級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級、2級
		移動機能	1級～3級
	心臓・呼吸器・じん臓・ぼうこうまたは直腸・小腸の機能障害		1級、3級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級～3級
	肝臓機能障害		1級～3級
	療育手帳（知的障害者）		A
精神障害者保健福祉手帳（精神障害者）		1級	
戦傷病者手帳		個別にお問い合わせください	

3. 身体障害者等を常時介護する方が運転する場合

(下表の障害の程度に該当する身体障害者等の方のみで構成される世帯に限ります)

- (1) 滋賀ナンバーの自家用自動車で、名義*1が障害者ご本人であること
(※ 身体障害者が18歳未満の場合、精神障害者(1級)または知的障害者(A)の場合は生計同一者名義で可)
- (2) 減免を受ける自動車(軽自動車を含む)が同時に存在しないこと(一人一台の原則)*2
- (3) もっぱら当該障害者の方の通学(通園)、通院、通所または生業(通勤)のために同一運転者が週3回以上当該身体障害者等の移動のために継続して使用されること
- (4) 身体障害等の程度が次の表に該当する等級*3であること

障害の区分		障害の程度	
身体障害者手帳	視覚障害	1級～4級	
	聴覚障害	2級、3級	
	平衡機能障害	3級	
	上肢不自由	1級、2級	
	下肢不自由	1級～3級	
	体幹不自由	1級～3級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級、2級
		移動機能	1級～3級
	心臓・呼吸器・じん臓・ぼうこうまたは直腸・小腸の機能障害	1級、3級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級	
	肝臓機能障害	1級～3級	
	療育手帳(知的障害者)	A	
精神障害者保健福祉手帳(精神障害者)	1級		
戦傷病者手帳	個別にお問い合わせください		

*1 自動車の名義……原則、自動車検査証の所有者欄に記載されている方

(※割賦販売契約(ローン契約)による所有権留保付自動車の場合は使用者)

*2 減免を受けられる自動車(軽自動車等を含む)は、一人の身体障害者等について一台に限ります。このため、既に減免を受けている方が新たな自動車で減免を受けようとする場合は、既に減免を受けている自動車を抹消登録または移転登録(名義変更)する必要があります。(一人一台の原則)

*3 二種類以上の障害がある場合、障害の程度は手帳表紙の等級を参照します。



視覚障害5級と聴覚障害4級で一見対象外のように見えますが、等級は障害者手帳の表紙に記載されているものを参照するため、視覚障害4級として減免を受けることができます。

※手帳を交付申請中の方は減免を受けることができませんので、手帳の交付を受けた後に申請してください。

<その他注意点>

- ・ 移転登録(名義変更)の際に自動車税環境性能割がかかる場合は、登録の前に減免申請していただければ自動車税環境性能割の減免を受けることができます。減免申請が自動車の登録日後となった場合は、減免することができませんので、ご注意ください。
- ・ 18歳未満の身体障害者の方については、満18歳になった時点で、身体障害者本人に移転登録(名義変更)していただく必要があります。また移転登録(名義変更)に伴い、再度減免申請をしてください。
- ・ 他の都道府県ナンバー、自動車検査証に「事業用」と記載されている自動車、法人名義およびリース車の自動車は減免が受けられません。

申請に必要な書類は？

(1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳のいずれか（原本）

※ 複数の手帳を所有されている場合はすべてご持参ください。

自動車税関係の申請書等

(2) 減免申請書

※ 自動車税事務所または各県税事務所の窓口または滋賀県の HP から入手可能です。



(3) 運転される方の運転免許証（表裏の写し）

(4) 自動車検査証（写し）

※ 令和5年1月以降発行の自動車検査証（電子車検証）をお持ちの方は、自動車検査証原本と併せて自動車検査証記載事項(写し)または車検証閲覧アプリを使用して印刷したものを提出してください。

(5) 既減免車の処理に関する書類

※ 既に減免を受けている自動車がある場合のみ必要です。

抹消登録の場合：抹消登録後の登録証明の写し

移転登録の場合：移転登録後の車検証の写しおよび課税復活分の領収書の写し

※ 課税復活…既に減免を受けられていた車を移転登録し、新たな車の減免申請を行う場合、減免申請の翌月分から自動車税種別割が発生すること。
なお仮申請（P4の説明を参照）の場合は不要です。

(6) 通学（通園）証明書、通院証明書、通所証明書、通勤証明書のいずれか

※ 生計を一にする方（家族等）が運転される場合のみ必要です。

※ 証明日から3か月以内のものに限ります。

※ 自動車税環境性能割についてのみ減免申請する場合は不要です。

通院…病院および診療所への通院をいい、接骨院、歯医者、リハビリ施設、鍼灸院等（医師の指導に基づくものは除く。）は該当しません。

通所…障害者就労支援施設等への通所をいい、老人デイサービス等の老人介護施設等は該当しません。

(7) 生計同一証明書

※ 生計を一にする方（家族等）が運転される場合のみ必要です。

※ 証明日から3か月以内のものに限ります。

(8) 常時介護証明書

※ 常時介護する方が運転する場合のみ必要です。

※ 証明日から3か月以内のものに限ります。

※ 減免要件を確認するため、(1)～(8)以外に必要な書類の提出を求める場合があります。

(7) 生計同一証明書 (8) 常時介護証明書 > 発行機関は？

対 象 者	発 行 機 関
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	各市町福祉担当課 (市福祉事務所)
戦傷病者手帳をお持ちの方	県庁健康福祉政策課

※ 生計同一証明書または常時介護証明書の発行

地区担当民生委員の証明が必要な場合がありますので、お住まいの各市町福祉担当課に事前におたずねください。

減免が受けられる税額は？

● 自動車税種別割（旧・自動車税）

車両の種類	減免を受けられる額
初度登録年月日が令和元年10月以降の 自家用乗用車およびキャンピング車	年税額 44,000 円まで減免
上記以外	年税額 45,000 円まで減免 (重課対象車は 51,700 円まで減免)

- ※ 年税額が上表の額を超える自動車については、上限額との差額分の納付が必要です。
- ※ 年税額が上表の額以下の自動車に係る自動車税種別割については、全額減免となります。
月割りで減免を受ける場合は、減免を受けられる額の月割り額が上限額となります。
- ※ 上限額の差額分の納付については、口座振替での納付ができません。

● 自動車税環境性能割（旧・自動車取得税）……課税標準額 300 万円までの税額を減免

- ※ 課税標準額（自動車の通常の取得価額）が 300 万円を超える場合には、上限額との差額に税率をかけて算定した額の納付が必要です。
- ※ 自動車の登録日後は減免申請を受付できませんので、登録前に減免申請が必要です。

減免申請の提出期限・提出先は？

① 新規登録または移転登録（名義変更）で取得する自動車で減免を受ける場合（乗り換えを含む）

税目	申請書の提出期限	申請書提出先	備考
自動車税種別割 (旧・自動車税)	登録の日 (登録の前に減免要件の 確認が必要)	自動車税事務所	※仮申請できます
自動車税環境性能割 (旧・自動車取得税)		自動車税事務所	元々かからない場合は申請不要

※仮申請とは…当該年度に自動車税（環境性能割・種別割）の納税義務がない自動車でも、その翌年度の賦課期日(4月1日)現在に減免要件を満たす見込みのある場合は、当該年度に翌年度の自動車税種別割に対して事前に申請書を提出いただき、4月に送付する「現況報告書」（はがきまたはスマホ等）の報告を減免申請とみなす制度です。

② 既に所有している自動車で減免を受ける場合

税目	区分	申請書の提出期間	申請書提出先	備考
自動車税種別割 (旧・自動車税)	4月1日午前0時時点で減免要件に該当している場合	当該年度の4月1日 から納期限まで	自動車税事務所 各県税事務所	【年税額を減免】
		納期限後、当該年度 の2月末日まで	自動車税事務所 各県税事務所	【申請翌月以降を月割で 減免】 ※3月は仮申請できます
	4月1日午前0時後に 減免要件に該当するこ とになった場合	当該年度の2月末日 まで	自動車税事務所 各県税事務所	【申請翌月以降を月割で 減免】 ※3月は仮申請できます

※ 過年度に減免を受けていた自動車を引き続き同じ目的で使用される場合は、4月に送付する「現況報告書」（はがきまたはスマホ等）の報告により減免を申請することができます。

※ OSS（ワンストップサービス）の電子申請と障害者減免の申請を同時に行うことはできません。

減免承認を受けられた方へのお願い

- 年度の途中で減免要件に該当しなくなった場合、翌年度以降は減免を受けることはできません。

(例)・自動車を使用しなくなったとき(運転免許証返納により運転しなくなった場合を含む)。
・身体障害者等の方が亡くなったとき。
・身体障害者等の方と申請者もしくは運転者の生計が別になったとき。
・身体障害者等の方の通学(通園)、通院、通所、生業(通勤)のための使用回数が減免要件を満たさなくなったとき。
・減免を受けている自動車の車検の有効期間が経過しているとき。
・減免を受けている自動車を譲渡・廃車したとき(必ず移転登録等の手続きを3月末日までに行ってください。)

※上記以外でも減免が受けられない場合がありますので、お問い合わせください。

- 4月に送付します「現況報告書」(はがきまたはスマホ等)に所定の事項を記入の上、期限内に必ず提出してください。なお、期限内に提出のない場合は納税が必要となりますのでご注意ください。
- 転居された場合、「現況報告書」(はがきまたはスマホ等)が届かなくなりますので、必ず運輸支局で車検証の住所変更手続きを行ってください。

申請書の提出・ご相談は？

◎減免を受けようとする方は、表紙の滋賀県行政手続ガイドシステムから確認していただき、必要な書類をそろえてお近くの下記の事務所で申請手続きをしてください。なお、減免制度についてのご質問、ご相談は電話でも受け付けていますので、下記的事务所にお問い合わせください。

◎自動車税環境性能割の減免手続きは、自動車税事務所でのみ取り扱っておりますのでご注意ください。

◎抹消登録、移転登録等の手続きについては、運輸支局(TEL:050-5540-2064)にお問い合わせください。

◎軽自動車税種別割の減免申請については、お住まいの市町税務課にお問い合わせください。

管轄事務所名	区域	郵便番号	所在地	電話番号 ファックス番号
自動車税事務所	県内全域	524-0104	守山市木浜町 2298-2	TEL 077 (585) 7288 FAX 077 (585) 7299
西部県税事務所	大津市	520-0807	大津市松本一丁目 2-1	TEL 077 (522) 9805 FAX 077 (526) 0085
西部県税事務所 高島納税課	高島市	520-1592	高島市新旭町北畑 565 (高島市役所 内)	TEL 0740 (25) 8012 FAX 0740 (25) 2860
南部県税事務所	草津市、守山市 栗東市、野洲市	525-8525	草津市草津三丁目 14-75	TEL 077 (567) 5406 FAX 077 (566) 0439
中部県税事務所	近江八幡市、東 近江市、蒲生郡	527-8511	東近江市八日市緑町 7-23	TEL 0748 (22) 7707 FAX 0748 (25) 2660
中部県税事務所 甲賀納税課	甲賀市、湖南市	528-8511	甲賀市水口町水口 6200	TEL 0748 (63) 6106 FAX 0748 (63) 0439
東北部県税事務所	長浜市、米原市	526-0033	長浜市平方町 1152-2	TEL 0749 (65) 6606 FAX 0749 (65) 5776
東北部県税事務所 湖東納税課	彦根市、愛知郡 犬上郡	522-0071	彦根市元町 4-1	TEL 0749 (27) 2206 FAX 0749 (26) 3391

身体障害者等の方に対する自動車税(環境性能割・種別割)の減免について
発行 滋賀県総務部税政課
〒520-8577 大津市京町四丁目1-1
TEL:077(528)3215 FAX:077(528)4819
令和5年11月作成